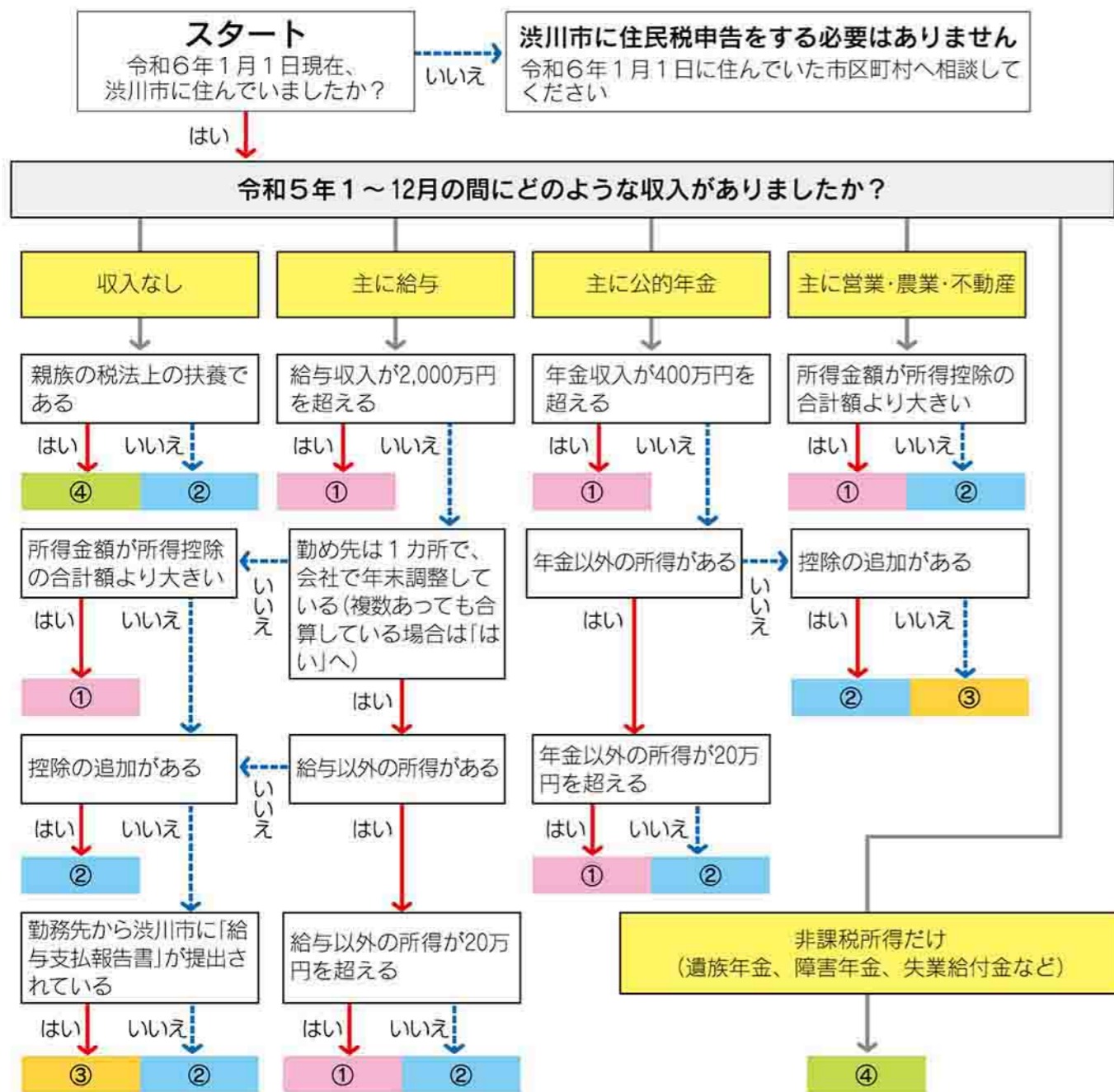


住民税申告・確定申告の簡易判定フローチャート



※フローチャートは一般的な例を示しています

判定結果	説明
① 確定申告が必要です	所得税・復興特別所得税の確定申告を行えば、住民税の申告も行ったことになります。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
② 住民税申告が必要です	簡易な内容なら電話申告が可能です。所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
③ 申告をする必要はありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
④ 申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置や、国民年金保険料の申請免除を受ける場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です。

※フローチャートを見てもよく分からないという人は、申告会場(☎2251)へ問い合わせてください

税の申告は正しくお早めに

申告期間は2月1日(木)～3月15日(金)



市は、2月1日(木)から、所得税および復興特別所得税の確定申告(以下「確定申告」)、市県民税の申告(以下「住民税申告」)の相談受付を行います。

自分が申告をする必要があるかどうかを3ページのフローチャートで確認の上、期限までに正しく申告してください。

詳しくは、☎税務課(☎2251)へ。

申告が必要かどうか確認しましょう

自分が申告をする必要があるかどうか、3ページのフローチャートを参考に確認してください。

なお、申告会場での手続きは混雑が予想されます。スマートフォンまたはパソコンからインターネット経由で確定申告を行う「確定申告書等作成コーナー」を、ぜひ、利用してください(詳細は下枠のとおり)。

※申告会場での手続きは、申告内容により、市役所で受けられる場合と税務署での申告が必要な場合があります。会場によって受付内容や受付時間に違いがありますので注意してください。

申告会場またはスマホで手続きを

確定申告または住民税申告は、4～5ページを確認の上、手続きを行ってください。

なお、申告会場での手続きは混雑が予想されます。スマートフォンまたはパソコンからインターネット経由で確定申告を行う「確定申告書等作成コーナー」を、ぜひ、利用してください(詳細は下枠のとおり)。

※申告会場での手続きは、申告内容により、市役所で受けられる場合と税務署での申告が必要な場合があります。会場によって受付内容や受付時間に違いがありますので注意してください。

24時間いつでも確定申告

スマートフォン・パソコンでの申告が便利です!

- ① 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセス▶



- ② 申告書を作成する
※自動計算・自動入力で便利です

- ③ 申告書を送信・提出する
▷マイナンバーカード方式=マイナンバーカード読取対応スマートフォンから送信 ▷ID・パスワード方式=税務署で発行されたID・パスワードでログインして送信 ▷郵送で提出=印刷して高崎税務署(〒370-8611・高崎市東町134-12)へ郵送

問合せ先 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)

■作成方法は動画でチェック!

国税庁ホームページ▶「動画で見る確定申告」



『スマホ申告』説明会を開催します

スマートフォンを使った確定申告を検討している人を対象に説明会を開催します。予約は不要ですので、気軽に参加してください。

とき 1月25日(木)・26日(金)午前10時～正午、午後1時～3時(予約不要)

ところ 市役所第二庁舎2階あじさいサロン

持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード、源泉徴収票など確定申告に必要な書類(持参しなくても操作方法の説明は受けられます)

問合せ先 高崎税務署(☎027-322-4841)



確定申告が必要な人

高崎税務署
027-322-4711

市で申告相談が受けられる人

申告会場
22-2251

税務署の確定申告は2月16日から

税務署の申告会場で確定申告を行う場合は、必要書類を持参の上、下記のとおり手続きしてください。

とき 2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

※2月25日(日)は受け付けを行います

ところ ビエント高崎(高崎市問屋町2-7)

※下記の地図を参照。高崎税務署とは場所が異なります。期間中は高崎税務署では申告相談を行いません

その他 会場への入場には、整理券が必要です。当日に会場で受け取るほか、LINEによる事前発行も可能です

▶LINEによる事前発行

右の2次元コードから国税庁ホームページを確認の上、国税庁LINE公式アカウントを友だち登録し、相談会場と日時を選択して申し込んでください。

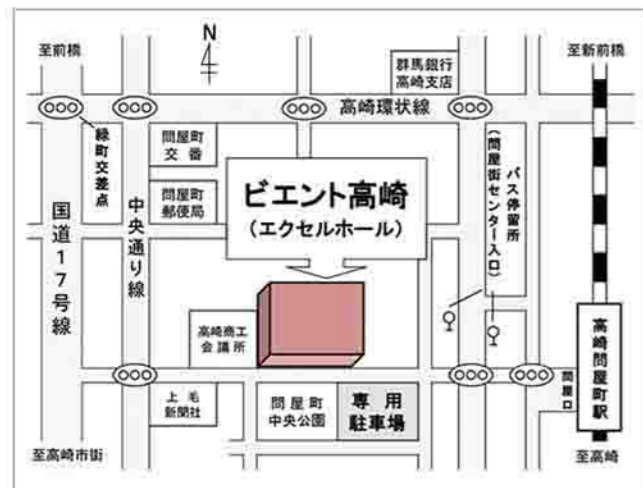


▶当日配布

ビエント高崎で当日配布を行います。混雑状況により後日の案内となる場合があります。

問合せ先 高崎税務署(☎027-322-4711)

ビエント高崎 アクセスマップ



(別表2) 税務署での確定申告が必要な人

対象
<input type="checkbox"/> 青色申告をする人
<input type="checkbox"/> 損失申告をする人
<input type="checkbox"/> 修正申告、更正の請求をする人
<input type="checkbox"/> 過年分の申告をする人
<input type="checkbox"/> 死亡した人の申告(準確定申告)をする人
<input type="checkbox"/> 山林所得があった人
<input type="checkbox"/> 土地、建物、株式の売却による収入があった人
<input type="checkbox"/> 年間取引報告書を用いて申告をする必要がある人
<input type="checkbox"/> 総合譲渡所得があった人
<input type="checkbox"/> 分離退職所得があった人
<input type="checkbox"/> 暗号資産、先物取引、FXによる収入があった人
<input type="checkbox"/> 相続等に係る生命保険契約に基づく年金収入があった人
<input type="checkbox"/> 外国で受け取っている年金収入があった人
<input type="checkbox"/> 外国居住者を扶養に追加する人
<input type="checkbox"/> 雑損控除、外国税額控除の適用を受ける人
<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除の1年目または連帯債務の人
<input type="checkbox"/> 贈与税、消費税の申告をする人
<input type="checkbox"/> その他特殊な内容の申告

※申告書の作成が完了している場合は、市の申告会場で預かることができます

税理士による確定申告無料相談 (事前予約優先)

対象 ▷給与所得があり医療費控除を受ける人
▷年末調整が済んでいない人 ▷年金受給者

とき ①2月13日(火)午後0時30分～5時45分
②2月14日(水)午前10時30分～午後5時30分

ところ ヤマダデンキLABI1高崎 5階 レストランフロア LABIバンケット高崎

予約・問合せ先 1月25日(木)～2月1日(木)の午前10時～午後3時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く)に電話で関東信越税理士会高崎支部(☎027-361-7788)へ

詳細は、関東信越税理士会高崎支部ホームページを確認してください▶



市での申告相談について

住民税申告のほか、確定申告のうち簡易なものに限り、下記の会場で受け付けます。必要な書類など(別表1を参照)を準備の上、申告会場へ持参してください。

※申告内容が別表2に該当する場合は、市で受け付けできません。高崎税務署(ピエント高崎)またはスマートフォンやパソコンなどから申告してください

申告会場について

① 第二庁舎あじさいホール

とき 2月1日(木)～3月15日(金)午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

※土・日曜日、祝日を除く

受付内容 住民税申告、確定申告(別表2を除く)

《入場整理券について》

混雑対応のため当日に入場整理券を配布します。**配布時間** 当日の午前8時から(規定枚数に達し次第、配布終了)

※入場整理券は、当日の状況により配布開始時刻を早める場合があります

《パソコンブースについて》

第二庁舎あじさいホール会場では、市民向けパソコンブースを設置しています。自分で申告書を作成できる人は、ぜひ、活用してください。

利用時間 午前9時～正午、午後1時～4時

② 伊香保・小野上・子持・赤城・北橋行政センター会場

とき 2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

※土・日曜日、祝日を除く

受付内容 簡易な住民税申告、簡易な確定申告(別表2を除く)

※事業所得(営業・農業・不動産)がある人は、第二庁舎で申告してください

共通の注意点

▷第二庁舎と各行政センターでは、受付期間や受付内容が異なります。注意してください

▷混雑状況により、午前中に来庁した人でも午後の部の受け付けとなる場合があります

▷第二庁舎では、電話による簡易な住民税申告も受け付けています。各行政センターでは、申告に関する電話での問い合わせは受け付けていません

(別表1) 申告に必要な書類など

対象	必要書類など	
申告者全員	黒のボールペン、マイナンバー(個人番号カード)、本人確認書類	
還付申告の場合	申告者本人の振込先口座番号が分かるもの(通帳など)	
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票(コピー、データ可)
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収支内訳書など(前もって記載すること)
	雑所得・一時所得者	収入金額・必要経費が分かる書類
	配当所得者	支払通知書など
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	医療費控除	医療費控除の明細書(前もって記載すること)、医療費のお知らせ(各保険者が発行)、おむつ使用証明書など ※介護サービス利用料を算入する際は、請求者(事業者・施設など)に確認の上、医療費控除の対象となる金額のみを計上してください
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
寄附金控除	寄付金の領収書など(ふるさと納税でワンストップ特例申請をしていても領収書が必要です)	



来場する際のお願い

▷混雑回避のため、なるべく申告者1人で来場してください

▷収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は、必ず事前に作成してきてください

※申告会場の職員は作成できません

※収支内訳書など各様式は、申告会場または税務課にあります。また、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます

▷当日配布の入場整理券は、申告に必要な添付書類(収支内訳書や医療費控除の明細書など)の作成が済んでいる人から配布します